

## 協会けんぽの給付金の時効について

工作中・通勤中以外で生じた病気・ケガで医療機関を受診したときや仕事を休んだとき、出産したとき、死亡したときには、協会けんぽから給付金を受け取ることができます。ただし、**受けることができるようになった日の翌日から2年**で給付金を受け取る権利は時効となりますので、ご注意ください。



### 病気・ケガをしたとき

#### ●療養費…療養に要した費用を支払った日の翌日から2年以内

就職直後で保険証の交付手続き中等、やむを得ず全額自己負担で受診したとき(立替払)や、治療上の必要からコルセット等の治療用装具を装着したとき(治療用装具)などは払い戻しを受けられます。

#### 申請理由によって申請書が異なります

- ・療養費(立替払)
- ・療養費(治療用装具)
- ・海外療養費

の**3種類**  
あります。

#### ●高額療養費…診療月の翌月1日から2年以内

1か月の自己負担額が自己負担限度額を超えたときには、超えた分の払い戻しを受けられます。事前に医療費が高額になることが分かっている場合は、「限度額適用認定証」の交付申請をご検討ください。

#### ●傷病手当金…療養のため労務に服することができなかつた日ごとにその翌日から2年以内

被保険者本人が療養のため仕事を**4日以上**休み、給料を受けられないときに支給される給付金です。給料を受けていても、給料の日額が傷病手当金の日額よりも少ない場合は、その差額が支給されます。



### 出産したとき

#### ●出産手当金…出産のため労務に服することができなかつた日ごとにその翌日から2年以内

被保険者本人が出産のため仕事を休み、給料を受けられないときに支給される給付金です。支給期間は「出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)」から「出産日後56日目」までの範囲内です。

出産が予定日より遅れた場合、その遅れた期間も支給対象となります。

#### ●出産育児一時金…出産日の翌日から2年以内

被保険者本人または被扶養者が出産したときに支給される給付金です。出産には「妊娠4か月以後の生産(早産)」、「死産(流産)」、「人工妊娠中絶」も含まれます。



### 死亡したとき

#### ●埋葬料(費)…死亡した日または埋葬を行った日の翌日から2年以内

被保険者本人または被扶養者が死亡したときに支給される給付金です。死亡した被保険者に家族がいない場合は、埋葬を行った人に、埋葬料の額の範囲(最大50,000円)で、埋葬に要した費用が支給されます。



**給付金を受け取るには申請が必要です!**

申請書のダウンロードはこちらから▶

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g2/cat230/>



 お問い合わせ先

業務グループ / TEL. **054-275-6601**



# 保険証の適正使用にご協力ください



## 保険証は必ず持ち歩きましょう

…医療機関の窓口で提示することで療養の給付を受けることができます



## 退職日の翌日から使えません

…ご退職後はすみやかに保険証をご返却ください(扶養家族の方も同様です)

### Q. 保険証はどのように返却すればいいの?



#### A. ①退職者ご本人(および扶養家族の方)の保険証を事業所に返却

②事業所の事務ご担当者様は保険証を回収し、「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付して、日本年金機構名古屋広域事務センターあるいは管轄の年金事務所へ提出

※「資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付できなかった場合や電子申請をご利用の場合は、回収の都度ご返却をお願いします。

※紛失等で回収できない場合は、日本年金機構に「被保険者証回収不能届」をご提出ください。



**保険証の返却が確認できない場合、退職者ご本人様宛に保険証返却についてのお知らせをお送りしております。**



## 仕事・通勤中の病気やケガでは使えません

…仕事・通勤中の病気やケガは労災保険の対象です

誤って使用してしまうと、後日7~8割分の医療費をお支払いいただくことになります。もし仕事・通勤中に病気になったりケガをされた場合は、管轄の労働基準監督署にご相談ください。



### 保険証の発行手続き中におけるご注意点

保険証発行まで、お手続きいただいてから約1か月程度お時間をいただいております。保険証が届く前に医療機関を受診される場合は、お手数ですが一度全額(10割)をお支払いください。あとから療養費(立替払)をご申請いただくことで、保険負担分(7~8割)の払い戻しを受けることができます。

通院中の方は、保険証が変わることをあらかじめ医療機関や薬局等に伝えておくとよいでしょう。

